

(仮称)河合町まちづくり基本条例 項目別論点と事例(基本分科会)

資 料 5 - ②

総則・町民・議会首長検討ブロック		住民自治・参加参画と協働検討ブロック		団体自治・行政運営	
中川分科会長(審議会会長)		清水分科会長(審議会副会長)		事務局→全体会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文					
総則	目的	情報	情報公開・共有		
	定義		個人情報保護		
	基本理念		住民自治のあり方・定義		
	基本原則		住民自治の原則		
条例	位置づけ、体系化	住民自治	地域自治組織		
	見直し		基礎的コミュニティ		
	運用、第三者機関		参加、参画の権利		
	町民の権利と役割、責務		参加、参画と協働の制度		
町民	子どもの権利	参加・参画と協働	参画と協働のまちづくり		
町民投票	事業者の役割と責務		計画等への参画		
議会	町民投票		審議機関への参画		
	議会の役割、責務		まちづくり活動への支援		
町長	議員の役割、責務、倫理	町民公益活動(NPO)	町民公益活動(NPO)		
町職員	町長の役割、責務、倫理				
文化のまちづくり	町職員の責務、地域参加				
	生涯学習				
文化のまちづくり	文化振興、文化権、多文化共生、地域資源を生かしたまちづくり	連携	町政運営の原則		
			総合計画		
			行政組織		
			財政運営		
行政経営			法務政策		
			法令遵守、公益通報		
			(情報公開・共有)		
			(個人情報保護)		
連携			説明責任、応答責任		
			広報・広聴、パブリックコメント		
			行政手続		
			行政評価		
広域連携			外部監査		
			危機管理		
			国県自治体間連携		
			広域連携		

項目	論点
◆ 町民の権利と役割、責務	● まちづくりに参加する権利、責務。 ● 町民の権利、役割、責務。 ● 住民自治を担う責務。 ● 子どもが参画する権利、事業者の役割・社会的責任は別項。 ● 近隣から全町レベルまでの各段階への参画の権利。
	他自治体の条文例
	【生駒市】 ・ 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。 ・ 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。 2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。
	【大和郡山市】 ・ 市民は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参加、参画する権利を有する。 2 市民は、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有する。 3 前2項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。 ・ 市民は、持続可能なまちづくりのため、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するよう努めなければならない。 2 市民は、市と協働し、連携し合いながら、安全、安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとする。
	【丹波市】 ・ 市民は、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず一人ひとりが人間として尊重され、また、自治体における主権者として平等に市の施策や地域の自治活動、まちづくりに参加・参画する権利を持っています。 2 市民は、法に定めるところにより市長及び市議会議員を選挙する権利、選挙に立候補する権利、また条例の制定及び改廃、市長の解職、市議会の解散等の直接請求を行う権利を持っており、これを行使用することが保障されています。 3 市民は、市政に関する情報を知り、これを得る権利を持っています。 4 市民は、自ら主体性を保ち豊かな生活と地域社会へ寄与するため、生涯にわたり学ぶ権利を持っています。 5 市民は、市民としての権利を行使するにあたって不当に差別的な取扱いを受けることがありません。
	【吉野町】 ・ 町民は、吉野町における自治の主体であり、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず町政や地域の自治活動、まちづくりに参加、参画する権利を有します。 2 前項に規定する町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当な扱いを受けません。 【王寺町】 第4条 ・ 町民は、まちづくりの主体であり、町政に参画する権利を有するとともに、不参加を理由として不利益な扱いを受けません。

	2 町民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参画するものとします。 3 町民は、町民同士並びに議会及び行政と連携し、又は協働しながら、安心、安全に暮らせる地域づくりに取り組むものとします。 【広陵町】 第5条 ・ 町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参画する権利を有する。 2 町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。 第6条 ・ 町民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。 2 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代の利益、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。 3 町民は、町と協働し、連携し合いながら、安全・安心で豊かに暮らせるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。 【上牧町】 第5条 ・ 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。 第7条 ・ 町民は、まちづくりに関する多様な活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重しなければなりません。
--	--

項目	論点
◆子ども の権利	● 対象は子ども及び青少年、若者（条文中で規定する）とし、地域社会の一員として尊重。 ● 健やかに育つ権利。 ● 将来の地域を担う者として、まちづくりに参加する権利（意見を言うなど）。 ● 自分たちのまちに誇りを持てる町に。 ● 町民および町は見守る義務。 ● 子どもが安全に安心して生活できる。
	他自治体の条文例
	【生駒市】 ・ 20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。 【大和郡山市】 ・ 青少年及び子ども(未成年の市民をいう。以下同じ。)は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、まちづくりに参加、参画することができ 2 市民及び市は、青少年及び子どもがまちづくりに参加、参画するための環境づくりに努めなければならない。 3 市民及び市は、青少年及び子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。
	【丹波市】 ・ 市は、子どもや若者がまちづくりについて意見を表明できる機会を設けるよう努めるものとします。 【ニセコ町】 ・ 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。
	【吉野町】 ・ 青少年及び子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができま す。 2 町民及び町は、青少年及び子どもが、まちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければならない。 3 町民及び町は、安心して子育てができ、将来の担い手である青少年及び子どもがふさがふさを大切に思い、健やかに育ち、心豊かに学び、成長できる環境づくりに努めます。 【王寺町】 第4条 4 子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利及びそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。 5 町民は、議会及び行政と連携し、子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めなければなりません。 【広陵町】 第7条 ・ 子ども（18歳未満の町民をいう。以下同じ。）は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参

	加することができる。 2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。 3 町民及び町は、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければならない。 【上牧町】 第6条 ・ 未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。
--	--

項目	論点
◆事業者の役割と責務	● まちづくりへの参画。 ● 事業において、地域社会との調和をはかる。 ● 事業者等の社会的責任（CSR）。 ● 「市民」の定義の中に「事業者」を含み、この条項を省略する事例もある、一方詳細に描き込む事例もある。
	他自治体の条文例
	【栗山町】 ・ 事業者は、社会的責任を認識し、地域との調和を図るとともに、暮らしやすい地域社会づくりに参加するよう努めます。
	【朝来市】 ・ 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。
	【岸和田市】 ・ 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。 【吉野町】 ・ 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めなければなりません。 【広陵町】 第8条 ・ 事業者は、地域社会を支え、構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

項目	論点
◆ 町民投票	● 首長と議会の二元代表性を補完する仕組みであり、最終意思決定機能は、内容によって議会あるいは首長にある。 ● やり方には多様な方法があり、地域にふさわしい仕組みを採用すればいい。 ● 常設型（まちづくり基本条例に成立条件を書き込み、条件をクリアすると議会の議決無しに住民投票を実施するタイプ）か非常設型・個別設置型（必要に応じて住民投票実施条例を議会の議決を得て制定し実施するタイプ）か。 ● 地方自治法第74条の条例の改廃請求権（有権者の1/50以上の連署が必要）を用いて行うやり方もある。 ● 首長と議員（定数の1/12以上）はその権限を用いて住民投票条例の策定を議会に提出することができる。 ● 住民投票の対象となるのは、町民に大きな影響を与える事案について、町民に直接意見を聞く必要があると認められるものについて行うのが一般的である。 ● 実施には下記のことを定めなければならないが、まちづくり基本条例に書き込むか、別途条例で定めるかたちにするか。 （投票の対象／投票権者の範囲／開票条件／投票の効果／投票の発議、要請、実施手続き等） ● 住民投票に関する法的規定はない（公職選挙法等が適用されない）。従って、結果についての強制権はないことに留意。 他自治体の条文例 【広陵町】 ・ 町長は、町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する必要があると認めたときは、町議会の議決を経て、住民投票を実施することができる。 2 町長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。 3 住民投票に付すことができる案件、投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 4 町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 【王寺町】 ・ 町長は、広く住民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができます。 2 住民投票の実施に関することは、その都度条例で定めます。 【上牧町】 ・ 住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。 2 議会及び町長は、住民投票を発議することができます。 3 住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。 4 町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします。 【丹波市】 ・ 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認する必要があると認めたときは、市議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。 2 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決さ

	れたときはこれを実施しなければなりません。 3 住民投票に付すことができる案件、投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。投票資格者を定めるにあたっては、定住外国人や未成年者に配慮するものとします。 4 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 【栗山町】 ・ 町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を確認する必要があるときは、議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。 2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 3 町は、投票の結果を尊重します。 【伊丹市】 ・ 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。 2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。
--	--

項目	論点	
◆議会の役割、責務	● 議会の役割と権限、責務。 →町の最高意思決定機関、町民の信託による地位。 ● 議会への町民参加（参考人招致、公聴会、議会による地域報告会、調査委員会等） ● 政策立案機能の強化、町政調査権、政務調査。（原則として）すべての会議を公開するなど、開かれた議会を志向する。 ● 町民との情報共有、意思決定過程に関する説明責任。 ● 討議を基本とする議会運営。	● 大枠を定め、詳細は別に定める、と規定する。 →河合町議会基本条例 ● ※関連部分の条文案作成を議会に委ねたケースもある。 ● 役割、権限の基本を明示。 →政策（条例、予算・決算、町政の重要事項）の審議機能、行政の監視機能、課題発見機能（町民の声を汲み取る、政策提案） →条例の制定改廃、予算、決算の審議・議決。
	他自治体の条文例	
	【吉野町】 ・ 町議会は、法令で定めるところにより、町民の信託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される吉野町の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければならない。 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視する役割を担います。 3 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として全ての会議を公開するなど、開かれた議会運営に努めます。 4 町議会は、町政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能及び立法機能の強化を図ります。 5 町議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。 6 町議会の組織、活動等に関しては、別に定めます。 【上牧町】 第8条 議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議及び決定する機関として設置され、この条例に基づき議会としての責務を果たします。 2 議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供することともに、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることができず。その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。 3 議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。 4 議会は、住民参画を推進するため、公聴会や参考人制度等を活用することともに、住民との対話の場を設け、広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。 5 議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもって政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動を行わなければなりません。 6 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、その結果を公表しなければなりません。	第9条
	議会は、まちづくりの主体を町民としたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。	2 議会は、条例の制定改廃や決算の認定など法に定められた権限、執行機関の町政運営を監視、けん制する権限並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。
	(1) 基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」といいます。）	(2) 住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度
	(3) 他市町村との協定並びに連携	
	【広陵町】 ・ 町議会は、法令の定めるところにより、町民の信託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する広陵町の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければならない。 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有する。 3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の	

	権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。 4 町議会はその権限を行使することにより、広陵町の自治の発展及び町民の福祉の向上に努めなければならない。 5 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として全ての会議を公開する等、開かれた議会運営に努めなければならない。 6 町議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにしなければならない。 7 町議会は、会期外においても、町政への町民の意思の反映を図るため、町の施策の検討、調査等の活動を行うとともに、町民との対話の機会を設けなければならない。 8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定める。 【王寺町】 第5条（抜粋） 議会は、直接選挙により信託を受けた議員により構成され、条例の制定及び改廃並びに予算の議決及び決算の認定等の町政の重要事項についての町の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、適切に運営されなければならない。 2 議会は、町民の意思が町政運営に適切に反映され、町政が適正かつ効率的に執行されているか監視し、けん制に努めなければならない。 3 議会は、議会活動に関する情報の提供を図り、町民に分かりやすく、開かれた議会運営を行うよう努めなければならない。 【丹波市】 ・ 市議会は、法令で定めるところにより、市民の信託に基づき選ばれた市議会議員によって構成される市の意思決定機関です。 2 市議会は、市民の意思が市政に適正に反映されているかどうかを監視しなければならない。 3 市議会は、原則としてすべての会議を公開し、意思決定過程を市民に透明にしなければならない。 4 市議会は、市民との情報共有を図り、また、議決に関して市民に説明責任を果たすよう、開かれた議会運営に努めなければならない。 5 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど立法機能及び政策立案機能の強化に努めなければならない。 6 市議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。 7 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動を行うとともに市民との対話の機会を設けなければならない。 8 市議会の責務、活動等に関しては、別に定める条例によるものとします。 【多摩市】 （市議会の設置） ・ 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。 2 市議会の基本事項を定めるものとして、多摩市議会基本条例（平成22年多摩市条例第4号）を定めます。 （市議会の権限） ・ 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。 2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。 （市議会の責務） ・ 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければならない。 2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。
--	--

項目	論点	
◆議員の役割、責務、倫理	● 議員の役割と権限、責務。 ● 町民の代表者としての自覚。町民の信託による地位。公益のために行動。 ● 議員の資質。 ● 町民の声を聞くとともに、町全体の視点から政策課題を提示する。 ● 議決等の説明責任、政治倫理の遵守。	● (再掲) 大枠を定め、詳細は別に定める。 →河合町議会基本条例 ● 議会の機能を発揮させるための議員の役割と機能。 ● 政策形成機能の強化、調査研究、自己研鑽。
	他自治体の条文例	
	【吉野町】 ・ 町議会議員は、町民から選ばれた者として町民の信託に応え、常に公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民の代表者としての品位と責務を念頭におき行動しなければなりません。 2 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、常に研鑽に努め、審議や行政監視及び政策立案の能力向上に努めます。 3 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に説明するとともに、広く町民の声を聴き、これを議会の審議に反映させるよう努めます。 【生駒市】 ・ 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽(さん)に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。 4 市議会議員は、議会活動に関する情報を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。 【上牧町】 ・ 議員は、住民により選ばれた公職者として、責任を自覚するとともに品位を保持し、住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。 2 議員は、議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明するとともに、広く住民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければならない。 3 議員は、行政活動が適正かつ効率的並びに効果的に行われるよう監視と点検を行い、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければならない。 4 議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力の向上に努めなければならない。 【広陵町】 ・ 町議会議員は、町民の負託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければならない。 2 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を明確に把握するとともに、常に自己の見識を高めるための研さんを怠らず、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。 【王寺町】 第5条 (抜粋)	

	4 議会議員は、この条例の趣旨に基づき、議員活動を通じて地方自治の実現及びまちづくりの推進に努めなければなりません。 5 議会議員は、総合的な視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の負託に応えなければなりません。 6 議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。 【丹波市】 ・ 市議会議員は、市民の信託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民の代表者としての品位と責務を忘れずに、常に市民全体の福祉の向上を念頭におき行動しなければなりません。 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。 【多摩市】 ・ 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。
--	--

項目	論点
◆ 町長の役割、責務、倫理	● 町長の役割と権限、責務。 → 町民の信託による地位。町民の代表者。 → 町政の方向を定め、実行する。行政組織の統轄、執行の最高責任者。 → 権限は、地方自治法第147～149条による。
	● 法及び本条例に基づき、公正かつ誠実に職務を執行する。
	● 情報公開と町民および議会への説明責任。
	● その権限と責任において判断し、公正、誠実かつ効率的に職務を実施する。
	● 政治倫理の遵守。
他自治体の条文例	
◆ 町長の役割、責務、倫理	【吉野町】 ・ 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政運営を行わなければならない。 2 町長は、吉野町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければならない。 3 町長は、施策の執行にあたっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。 4 町長は、前各項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町の職員の育成に努めなければならない。
	【大和郡山市】 ・ 市長は、市政の代表者として市を統括し、市民のために公正かつ誠実に市政の執行に努めなければならない。 2 市長は、市民の信託のもと、市政運営を通じて、第3条で定めた基本理念を実現し、自治の推進に努めなければならない。 3 市長は、前2項に規定する責務を遂行するにあたり、市職員を適切に指揮監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的かつ効果的な組織運営に努めなければならない。
	【上牧町】 ・ 町長は、町の代表者として町民の信託にこたえ、まちづくりの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければならない。 2 町長は、毎年、町政運営の目標並びに方針を明示し、結果を公表しなければならない。
	【広陵町】 ・ 町長は、町の代表者として、町民の負託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければならない。 2 町長は、広陵町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければならない。 3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。 4 町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければならない。 【王寺町】 ・ 町長は、町政の代表者として町を統括し、町民のために公正かつ誠実に町政の執行に努めなければならない。

	2 町長は、町民の信託のもと、町政運営を通じて、この条例の趣旨に基づき、地方自治の推進に努めなければなりません。 3 町長は、前2項に規定する責務を遂行するに当たり、町職員を適切に指揮監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的かつ効果的な組織運営に努めなければなりません。 【丹波市】 ・ 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、公正かつ誠実に市民自治を基本とした市政運営を行わなければなりません。 2 市長は、丹波市の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を市民に明らかにするとともに、市域全体に心を配る市政を推進するものとします。 3 市長は、市長の補助機関が効率的に機能するよう指揮監督し、市の職員の育成及び能力の向上を図り、市民のための施策の遂行に努めるものとします。 【朝来市】 ・ 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。
--	--

項目	論点
◆ 町職員 の責務、地 域参加	● 町職員の債務、倫理。 → 町長による町職員の人材育成、研修の機会の提供。 → 職務に必要な知識、技術等の向上。 ● 町民の視線で事務を行う。 ● 町職員は、居住地での地域づくり活動への参画が期待される。 ● 地方公務員法と重なる部分について再確認する。
	他自治体の条文例
	【吉野町】 町の職員（以下「職員」という。）は、町民全体の奉仕者であるという自覚を持ち、法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。
	2 職員は、その職務を遂行するにあたって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければならない。 3 職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修等に積極的に参加するなど研鑽に努めなければならない。 4 職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めます。 5 職員は、職務上知り得た情報については、細心の注意を持って扱わなければならない。
	【十日町市】 市職員は、公正かつ誠実に、及び効率的かつ迅速に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、積極的に施策の提案に努め、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上を図らなければならない。 【上牧町】 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければならない。 2 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければならない。 【広陵町】 町職員は、町民全体のために働く者として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。 2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければならない。 3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研さんに努めなければならない。 4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域のみならずまちづくり等に参画し、地域課題の把握及び解決に努めなければならない。 【王寺町】 町職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民と対話、調整を行いながら信頼関係の構築に努めなければならない。 2 町職員は、町政運営を支える役割があることを深く認識し、この条例の趣旨を理解し、地域社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。 3 町職員は、職務を遂行するに当たり、法令等を遵守し、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。 【伊丹市】 市の職員は、公共サービスの提供に従事する者として、第2条の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、効率的に職務に取り組まなければならない。 3 市の職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。